

## 17 狩 猟 税 (平成19年度)

事 務 所	総 数		法第700条の52 第1号 該当分(税率16,500円)		法第700条の52 第2号 該当分(税率11,000円)		法第700条の52 第3号 該当分(税率8,200円)		法第700条の52 第4号 該当分(税率5,500円)		法第700条の52 第5号 該当分(税率5,500円)	
	調 定 額	狩 猟 者 登 録 数	調 定 額	狩 猟 者 登 録 数	調 定 額	狩 猟 者 登 録 数	調 定 額	狩 猟 者 登 録 数	調 定 額	狩 猟 者 登 録 数	調 定 額	狩 猟 者 登 録 数
	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人
<b>総 額</b>	<b>7 446</b>	<b>481</b>	<b>7 046</b>	<b>427</b>	<b>55</b>	<b>5</b>	<b>229</b>	<b>28</b>	-	-	<b>116</b>	<b>21</b>
<b>都 税 事 務 所</b>	<b>6 967</b>	<b>446</b>	<b>6 617</b>	<b>401</b>	<b>55</b>	<b>5</b>	<b>229</b>	<b>28</b>	-	-	<b>66</b>	<b>12</b>
<b>区 部</b>	<b>1 339</b>	<b>85</b>	<b>1 287</b>	<b>78</b>	<b>11</b>	<b>1</b>	<b>25</b>	<b>3</b>	-	-	<b>16</b>	<b>3</b>
新 宿	1 339	85	1 287	78	11	1	25	3	-	-	16	3
<b>多 摩</b>	<b>5 628</b>	<b>361</b>	<b>5 330</b>	<b>323</b>	<b>44</b>	<b>4</b>	<b>204</b>	<b>25</b>	-	-	<b>50</b>	<b>9</b>
八 王 子	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
立 川	5 628	361	5 330	323	44	4	204	25	-	-	50	9
<b>支 庁</b>	<b>479</b>	<b>35</b>	<b>429</b>	<b>26</b>	-	-	-	-	-	-	<b>50</b>	<b>9</b>
大 島	275	22	231	14	-	-	-	-	-	-	44	8
三 宅	50	3	50	3	-	-	-	-	-	-	-	-
八 丈	154	10	148	9	-	-	-	-	-	-	6	1
小 笠 原	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(備考) 狩猟税は狩猟者登録税と入猟税を統合し、平成16年4月に新たに創設された。